

定期試験時間割について

1. 今後の時間割変更等の連絡は、すべて掲示（Web サイトおよび学内掲示）にて行います。
2. 他学科科目を履修している学生は、それぞれの科目が設置されている学部・学科の時間割も確認してください。
3. 同一曜日講時に、二科目以上重なっている場合、および同一曜日に、今出川・京田辺両キャンパスで試験が実施され、移動時間として一コマ以上の空きがない場合は、至急、教務課に申し出てください。（ただし、科目の登録に問題がある場合は、申し出があっても対処できません）
4. 1月21日（土）、2月4日（土）、2月6日（月）は、予備日に設定されています。
定期試験当日に、交通機関不通・気象警報による全学一斉休講措置が適用された場合、予備日に振り替えて実施される場合がありますので注意してください。（全学一斉休講については履修要項最終ページを参照してください）

定期試験についての注意点

1. **授業最終週（1月19日～1月25日）は、授業と定期試験が混在する期間となります。**
 - 授業最終週に実施される試験は、定期試験として取り扱われ、『定期試験時間割』に記載されています。
 - 定期試験を実施しない科目については、授業が行われます。休講となることもありますので、休講掲示を確認してください。
2. **定期試験は、『定期試験時間割』で確認してください。**
 - 『定期試験時間割』は掲示板および本学 Web サイトにて掲示しています。
 - 配布および掲示の『定期試験時間割』に記載されている試験はすべて定期試験として取り扱われ、履修要項（29・30ページ参照）の「定期試験」「追試験」記載事項および以下の受験上の注意がすべて適用されます。
 - 『定期試験時間割』に記載されていないものは定期試験として扱われません。

定期試験受験上の注意

1. **学生証**
学生証を持参していない場合は、受験できません。試験中は学生証を監督者が見やすいように机の上に置いてください。科目等履修生、単位互換履修生、聴講生は履修生証、聴講生証が必要です。
試験当日学生証を忘れた場合は、証明書自動発行機で仮学生証（発行手数料100円）を発行してください。
2. **試験時の座席指定**
試験時の座席は指定されています。試験場入口に掲示してある座席表で確認し、指定の座席で受験してください。
3. **チャイム**
1月19日（木）～1月25日（水）の間：チャイムは授業時間に合わせて鳴ります。試験開始は監督者の指示に従ってください。
4. **遅刻**
試験開始時刻から15分以上遅刻した場合は受験できません。また、遅刻した場合でも試験時間の延長は認められません。
5. **試験開始後の教室からの退出**
試験開始30分後以降の教室からの退出については監督者の指示に従ってください。
6. **持込**
受験の際、筆記用具および特別に持込を許可されたもの以外は机の上に置いてはいけません。下敷きの使用は原則として認められていません。一切可の場合でも、次の機器を持ち込むことはできません。また、時計として使用することもできません。
 - ・パソコン（モバイルPC等を含む）、タブレット端末
 - ・携帯電話
 - ・携帯音楽プレーヤー
 - ・ウェアラブル端末（腕時計型端末等）
 - ・その他、外部との通信機能又は映像・音声収録再生機能のある機器（電子辞書機能や計算機機能等を併せ持つ機器を含む）
7. **不正行為**
不正行為をした場合にはその科目を0点とし、「同志社女子大学学生懲戒規程」により厳正に対処します。
8. **同志社大学の単位互換科目**
同志社大学単位互換科目を履修している学生は、「同志社大学単位互換科目履修ガイド」3ページに記載されている定期試験に関する項目を熟読の上、受験してください。
9. **その他**
その他、試験中はすべて監督者の指示に従ってください。

定期試験時間（参考） ※試験時間は通常60分間ですが、90分間以内で行われる場合もあります。

I 講時	9 : 10 ~
II 講時	11 : 00 ~
III 講時	13 : 15 ~
IV 講時	15 : 00 ~
V 講時	16 : 45 ~

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の急激な拡大とともに本学でも罹患者および濃厚接触者が急増している状況に鑑み、学年暦上の追試験期間（2/7～2/9）における一斉に行う対面での追試験（制度上の追試験）は実施しないこととします。
- ◆ 履修要項に記載の理由により、「定期試験時間割」に記載されている科目の試験を受験できなかった場合は、教務課にて所定の手続きを行うことで制度上の追試験に代わる対応を行いますので、「追試験申込期限」「提出書類」をご確認の上、期限までに教務課にて手続きを行ってください。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する追試験の取り扱い

新型コロナウイルス感染症にかかわる以下の要件を満たす場合についても、制度上の追試験に代わる対応を願い出ることができます。ただし、いずれの場合でも、定められた「追試験申込期限」までに申し出・証明書の提出を行ってください。期限を過ぎた場合は、受験することができません。

① 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

新型コロナウイルス感染症に罹患したことが医師の診断に基づき確認されて出席停止等となった場合は、医師の診断書もしくは保健所等の就業制限解除通知書（いずれも療養開始時期と治癒して授業へ出席しても良い旨を明記したもの）を提出してください。

② 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する場合

新型コロナウイルス感染症罹患者の濃厚接触者または濃厚接触者の疑いがある者については、制度上の追試験に代わる対応の対象とします。その申込手続きにおいて、公的機関から指示を受けたことを確認するため、濃厚接触者または濃厚接触者の疑いがある場合は、追試験申込期限までに教務課に問い合わせてください。

万が一、公的機関からの指示が得られない場合は、以下の京都府ホームページにおいて濃厚接触者の定義、待機期間についてご確認の上、教務課までご相談ください。

京都府ホームページ：<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/noukoutaiki.html>

③ 新型コロナウイルスワクチンを接種する/した場合

新型コロナワクチンの接種により定期試験を受験できなかった場合、接種日当日の定期試験に限り、その日にワクチン接種をしたことがわかる予約票などをもって、教務課で制度上の追試験に代わる対応を願い出ることができます。ワクチン接種の予約を行う場合は、ご自身の予定や定期試験期間などを考慮し予約を行ってください。また、ワクチン接種後の体調不良については、「追試験許可理由」に基づき、ワクチン接種とは関係のない体調不良や病気と同様に診断書が必要となります。

④ 新型コロナウイルス感染症関連で、定期試験を欠席せざるをえない特別な事情がある場合
追試験申込期限までに教務課に問い合わせてください。

◆ 手続きについて

1. 申し込み期限

当該科目定期試験終了後、翌日事務室開室時間まで。

※ 別紙参照。TELによる仮受付でも対応可。

2. 提出書類

- ・ 追試験願（教務課に備付）
- ・ 理由を証明する書類

診断書（体調不良、新型コロナウイルス感染等）、就職試験受験証明書、
延着証明書（交通機関の事故）、ワクチン接種予約票 等

※ 追試験願と証明書類は、できる限り同時に提出してください。

同時に提出できない時は、当該科目定期試験実施日より3日以内に提出してください。

※ 期日までに証明書類が提出されない場合、当該追試験願を取り消すものとします。

但し、新型コロナウイルス感染症の療養期間や濃厚接触者の待機期間により証明書を期限までに提出できない場合は、提出期限までに教務課までご相談ください。